

第11 戸籍訂正・追完

1 戸籍訂正とは

戸籍制度の目的は、日本国民の親族法上の身分関係を登録公証することであり、その記載（記録）は真実であること、すなわち、現実の身分関係と合致しているかが求められています。これが、戸籍の使命ということになります。

そこで、戸籍法は、報告的届出については、届出義務者と届出期間を定めて強制し、その届出には、事実の証明書や裁判の謄本等を添付しなければならないとしています。また、創設的届出については、届出のない限りその効力を生じないものとしています。さらに、戸籍の記載の真実性を担保するための措置として、平成19年に戸籍法の改正を行い、新たに戸籍法27条の2を新設しました。この戸籍法27条の2の規定は、平成20年5月1日から施行されたもので、創設的届出（認知、養子縁組、協議離縁、婚姻及び協議離婚の五つの届出）における本人確認制度を創設したものであり、積極的に虚偽の届出防止を図っています。このように、戸籍法は、戸籍の記載と実体の合致を図っています。しかし、このような幾重にも張りめぐらされた防御網をかいくぐって、虚偽の出生証明書を取得の上、これを出生届書に添付し、ときには、届書を偽造するなどして、事実と反する届出がされることもあります。このような届出によって、いったん戸籍に記載された事項が不適法であったり、又は錯誤があったりすることがあります。また、戸籍事務担当者の過誤による戸籍の記載の錯誤や遺漏がある場合があります。

このように、戸籍の記載が、不適法なものである場合、又は錯誤や遺漏がある場合に、その記載を訂正する手続が、「戸籍訂正」であり、その適正迅速な処理は、戸籍制度の本質に関わる要請です。

また、戸籍訂正手続は、記載に錯誤がある戸籍のすべてを対象としますので、訂正すべき戸籍は、現在戸籍のみならず、関連する戸籍（改製原戸籍及び

除籍を含む。) のすべてに及ぶこととなります。単に、自庁にある戸籍を訂正しただけでは意味がないばかりか、後々まで影響を与えることとなります。したがって、戸籍訂正申請があったときは、現在戸籍のみならず、訂正を要することになる、平成改製原戸籍、昭和改製原戸籍及び除籍等関連する戸籍全部を確認しなければなりません。窓口審査では、あわてずに慎重に訂正すべき戸籍が全部揃っているかを確認することが、申請人の方に対するサービスにつながるようになります。

2 届出の追完とは

届出の追完とは、市区町村長が戸籍の届出を受理した後、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができない場合に、届出人に催告してその不備を補正してもらい、戸籍の記載をすることができるようにするための手続です（戸籍法45条）。戸籍事件表で追完届の件数を見ると、年間2,500件前後で推移していますが、どの届出に対する追完届であるかの詳細は不明ですが、戸籍訂正と密接な関係のある追完届、例えば、親子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正後にする養子縁組の追完（正当な代諾権者が縁組の追完をする場合等先例で認められているもの。）なども考えられます。

3 戸籍訂正と届出の追完及び届書の補正

戸籍訂正と届出の追完及び届書の補正について簡単に説明することにします。

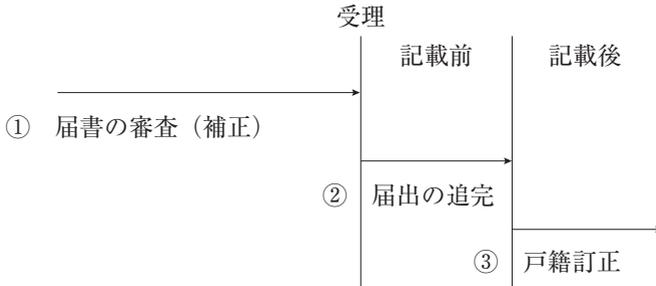
① 届書の補正は、届出の受理前（届書の審査中）に届出人が、瑕疵ある箇所を直接訂正（補正）したり、記載のされていない部分を補ったりするものです。

② 届出の追完は、市区町村長が戸籍の届出を受理した後、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができない場合に、届出人に催告してその不備を補正してもらい、戸籍の記載をすることができるようにするための手続です。

③ 戸籍訂正は、戸籍の記載が完了した後、その記載が法律上許されないも

のであるとき、又はその記載に錯誤や遺漏があることが判明したときに、これを正しい記載に訂正することです。

図解すると、次のようになります。



4 戸籍訂正の方法（紙戸籍とコンピュータ戸籍の訂正方法の違い）

戸籍訂正の方法は、戸籍事務を戸籍用紙を用いて処理している場合（以下「紙戸籍」という。）と戸籍事務をコンピュータシステムを用いて処理している場合（以下「コンピュータ戸籍」という。）とではその訂正方法に違いがあります。

なお、今後、全国すべての市区町村における戸籍事務が、コンピュータシステムを用いて処理されることになった場合においても、戸籍訂正については、紙戸籍にまで及ぶ事案が相当数あるものと思います。

(1) 紙戸籍の訂正

紙戸籍の訂正は、一文章で訂正の要素を書き表します。例えば、同一人の婚姻及び離婚の記載がある場合において、婚姻無効の裁判による戸籍訂正申請があったときは、「平成30年10月20日妻乙野梅子（又は夫甲野義太郎）との婚姻無効の裁判確定同月30日申請（又は夫申請）婚姻及び離婚の記載削除」と記載し、婚姻事項及び離婚事項を朱線を交差する方法により消除し、配偶欄から名欄を同様に朱線を交差する方法により消除します。また、婚姻事項中の配偶者の記載に錯誤があったときは、「平成30年11月5日婚姻事項中配偶者の名訂正（又は配偶者の名を「梅子」と訂正）」とし、従前の誤った記載を朱線を縦に

一本引く方法により消除します。

このように、紙戸籍の訂正は、朱線を引く方法により従前の記載を消除しますが、朱線の施し方法についても、朱線を交差する方法によるか、朱線を縦に一本引く方法によるかの違いがあります。朱線を交差する方法により記載を消除するのは、無効等を原因とする戸籍訂正（戸籍法114条・116条）の場合であり、朱線を縦に一本引く方法により記載を消除するのは、錯誤を原因とする戸籍の訂正（戸籍法113条）の場合です。

なお、父子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正の場合は、父欄の父の記載を朱線を縦に一本引く方法により消除しますが、これは、後にその子について認知があったときに、父の氏名を新たに記載しなければならないことから、朱線を縦に一本引く方法により、余白部分を設けることとなります。

(2) コンピュータ戸籍の訂正

コンピュータ戸籍の訂正は、身分行為の無効等の裁判による戸籍訂正申請があったときは、一身分事項ごとに消除の処理をすることとなります。前記(1)の例の場合、婚姻及び離婚事項を消除するときは、婚姻事項と離婚事項の二つの消除の処理を必要とします。また、一身分事項中の一部を訂正するときは、下記(3)で説明する、段落ちタイトル（訂正する身分事項欄のタイトルより2文字下げたタイトル）による訂正処理をし、【従前の記録】として、訂正した部分が表示されることとなります（段落ちタイトルの処理は、一部の処理（「戸籍に記録されている者」欄の訂正をする場合）を除き、【訂正事項】のインデックスを用いません。）。これらについては、コンピュータ戸籍の事務に従事している方は既にご承知と思います。

(3) 記録事項証明書における訂正と追完等のタイトル

コンピュータ戸籍は、身分関係を公証するに当たり、戸籍謄抄本等に代えて、記録事項証明書という書面により交付します（戸籍法120条）が、この様式は戸籍法施行規則に定められています（規則73条）。その様式の身分事項欄には、タイトル及びインデックスが付されています。ここで、訂正と追完等のタイトルについて、以下に簡単に説明することにします。

コンピュータ戸籍の記録事項証明書の様式については、戸籍法施行規則付録（以下「付録」という。）第22号様式に定められ、具体的に記載すべき欄は、付録第24号に記録事項証明書の書面の記載のひな形が示されています。ひな形の戸籍事項欄及び身分事項欄には、戸籍に記録した事件の種別、記録原因等が一目で分かるように、各記録事項ごとにその左側にタイトルが付されています。また、記載の方法については、付録第25号に記載例が示されています。戸籍の訂正については、付録第27号様式に示されています。

【問288】 各記録事項ごとにその左側にタイトルが付されているとのことですが、タイトルとは、具体的にはどのようなものですか。

タイトルとは、戸籍事項欄及び身分事項欄に付されるもので、届出の種別や処理の内容を表示するものです。戸籍事項欄のタイトルは、「戸籍編製」「戸籍消除」等というものであり、身分事項欄のタイトルは、「出生」「婚姻」「訂正」「消除」等というものです。コンピュータ戸籍の記録事項証明書を、一目瞭然とするため、このようにタイトルを付すこととしたものです。このタイトルには、二つのタイプがあります。

【問289】 タイトルには、二つのタイプがあるとのことですが、具体的には、どのようなものでしょうか。

タイトルには、基本タイトルと呼ばれるものと処理タイトルと呼ばれるものの二つのタイプがあります。また、タイトルを記載（表示）する位置については、タイトルのタイプにより異なりますが、一定の原則に従って所定の位置に記載（表示）されます。

基本タイトルは、戸籍に関する届出、申請、報告等に基づき身分事項欄及び戸籍事項欄に付して記載するタイトル及び戸籍事項欄の戸籍の編製事項及び消除事項に付して記載する基本的なタイトルをいいます。このタイトルは、常に戸籍事項欄及び身分事項欄の左端3文字目から表示されます。

処理タイトルは、戸籍訂正、追完等により従前の記載の訂正、更正、消除等

の記載事項に付して記載する戸籍訂正，追完等の処理を示すものです。このタイトルは，一部の処理を除き，基本タイトルの付された戸籍事項欄又は身分事項欄の記載についての訂正，記録，移記，追完等は，基本タイトルのすぐ下に同タイトルの位置から2文字右に寄せてタイトルを表示し，基本タイトルに係る戸籍事項又は身分事項の訂正，記録，移記，追完等であることを明らかにします。

本稿の戸籍訂正方法等の説明上，戸籍事項欄及び身分事項欄の左端3文字目から表示されるものを「左端タイトル」といい，基本タイトルのすぐ下に同タイトルの位置から2文字右に寄せて表示されるタイトルを「段落ちタイトル」ということにします。

【問290】 戸籍訂正申請の事務処理に当たっては，訂正，消除等のタイトルを使用しますが，具体的なタイトルについて，説明してください。

コンピュータ戸籍の訂正方法は，紙戸籍の訂正方法とは違い，各場面において，左端タイトル又は段落ちタイトルを使い分けすることになります。以下に，各タイトルについて，その使い分けの説明を簡単にすることになります。

① 訂正

記録されている事項に誤りがあるため正しい記録に修正したり置き換えた場合や，記録されている一部を追加記録し，又は一部を消除する場合に表示するタイトルをいいます（法定記載例番号（以下単に「法定」という。）202，参考記載例番号（以下単に「参考」という。）192・213参照）。このタイトルには，前記に説明した左端タイトルと，段落ちタイトルがあります。「戸籍に記録されている者」欄（紙戸籍では，身分事項欄下部全欄に該当する欄）の訂正をする場合は，原則として左端タイトルとなります（出生の日（生年月日）の訂正は，出生の基本タイトルの下に，段落ちタイトルで表示されます。）。この処理を完了すると，【従前の記録】というインデックスが表示され，その下に左2文字分空けて，訂正前の事項が記載されます。

紙戸籍の処理では，名，出生年月日，婚姻事項中の配偶者の氏名等を訂正す

る場合の処理に該当します。

② 記 録

記録すべき事項に記録漏れがあったため、その事項を記録する場合に表示するタイトルをいいます（参考191参照）。このタイトルは、記録した身分事項等のすぐ下に表示され、段落ちタイトルとなります。

紙戸籍の処理では、出生事項の全部の遺漏があったために許可を得て、出生事項を記載する等の処理に該当します。

③ 消 除

身分事項に記録されている出生事項を消除する場合など、一事項の全部を消除する場合に表示するタイトルをいいます（参考195参照）。このタイトルは、常に左端タイトルとして表示され、一部の処理を除き、【従前の記録】というインデックスが表示され、その下に2文字分空けて、消除前の事項が記載されます。

紙戸籍の処理では、父母双方との親子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正申請により出生事項の全部を朱線を交差する方法により消除したり、婚姻無効の裁判による戸籍訂正申請により婚姻事項の全部を朱線を交差する方法により消除する処理に該当します。

④ 移 記

身分事項欄に記載されている出生事項等を、本来記録されるべき戸籍に移記する場合に表示するタイトルをいいます（参考196・197参照）。このタイトルは、左端タイトル（移記前の戸籍）と段落ちタイトル（移記後の戸籍）の二つおりがあります。

紙戸籍の処理では、戸籍上の母子関係不存在確認（又は存在確認）の裁判による戸籍訂正申請により、子を出生により入籍した戸籍から消除し、実母の戸籍に移記する処理に該当します。

⑤ 入籍・除籍

在籍すべきでない戸籍にある者を本来あるべき戸籍に入籍させる場合に、入籍した戸籍には「入籍」と、除籍される戸籍には「除籍」とタイトルが付され

ます（法定204・205参照）。

紙戸籍の処理では、父未定の子の出生届出後、母の前夫を父と定める裁判が確定し、その戸籍訂正申請により、子を出生により入籍した戸籍から除籍し、出生当時の実母の戸籍に入籍させる場合の処理に該当します。

【問291】 追完届により戸籍の記録をする場合は、常にタイトルは「追完」となるのでしょうか。

追完のタイトルは、追完届によって戸籍の記録をする場合に表示するタイトルをいいますが、追完届によって戸籍の処理をする場合に、「訂正」というタイトルを用いるときもあります。

「追完」というタイトルそのものも、左端タイトルと段落ちタイトルの二つの使い分けがあります。左端タイトルを表示する場合、例えば、名の追完届では、「戸籍に記録されている者」欄に名の記録をする場合に表示し、出生事項中の「【特記事項】名未定」を消除するときは、段落ちタイトル「追完」を用います（参考14・71・72参照）。また、父母婚姻による準正嫡出子の父母との続柄を訂正する場合は、婚姻届書の「その他」欄にその旨を記載していただくこととなりますが、届出人がその記載を遺漏したときは、追完届により処理することとなります。この追完の処理は、段落ちタイトル「訂正」ですることとなります（法定80参照）。このように、追完届があった場合は、それぞれの処理により、タイトルを使い分けることとなります。

(4) 紙戸籍の除籍・消除の方法とコンピュータ戸籍の除籍・消除の方法

戸籍から除くときは、除籍される者の身分事項欄にその事由を記載して、戸籍の一部を消除しなければならない（戸籍法施行規則40条1項）とし、戸籍の全部若しくは一部又はその記載を消除するには、附録第8号様式によって、朱でこれを消さなければならない（前同42条）としています。また、戸籍の訂正をするには、訂正の趣旨及び事由を記載し、附録第9号様式によって、朱で訂正すべき記載を消さなければならない（前同44条前段）としています。この附録第8号及び第9号様式は、紙戸籍による場合の訂正方法を示したものです。コ

コンピュータ戸籍については、前記に触れましたが、戸籍削除及び戸籍訂正は、付録第26号及び第27号様式に示されています。

紙戸籍は、訂正事項を削除するときは朱線を施す方法により、事件本人を除籍又は削除するときは名欄に朱線を交差する方法によります。コンピュータ戸籍は、訂正事項を削除するときは削除のタイトルにより、事件本人を除籍又は削除するときは「戸籍に記録されている者」欄に「除籍マーク」又は「削除マーク」を表示することとしています。

このように、紙戸籍とコンピュータ戸籍では、その処理方法に大きな違いがあります。これは、可視台帳である紙戸籍簿と磁気ディスクを用いて情報を管理しているコンピュータ戸籍簿との違いです。しかし、コンピュータ戸籍であっても、戸籍の訂正記載をどのようにしたらよいかについては、おそらく机上で行うことが多いことと思います。また、勉強会等においても、可視的資料や教材を用いますから、タイトルの位置、除籍マークや削除マークを表示する位置については、頭に入れておく必要があります。

【問292】 コンピュータ戸籍のタイトルの位置については、分かりましたが、除籍マークや削除マークを表示する位置についても決まりがあるのでしょうか。

それでは、タイトルや除籍マーク等の位置関係を図示して説明することになります。戸籍事項欄については、省略します。

<p>戸籍に記録されている者</p> <p>④ <input type="text" value="消 除"/></p> <p>⑤ <input type="text" value="除 籍"/></p>	<p>【名】 義 太 郎</p> <p>【生年月日】 平成 8 年 1 月 1 5 日</p> <p>【父】 甲野幸雄</p> <p>【母】 甲野梅子</p> <p>【続柄】 長男</p> <p>【養父】 乙野英助</p> <p>【続柄】 養子</p>
--	---